

令和7年度

第418回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第418回の総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中、現時点で11名となっております。本総会に欠席の連絡がございまして、10番仲泊元輝委員。それと連絡はございませんが12番の長谷川亜紀委員がまだ見えていません。実質的には13名ということになりますので、11名でございまして、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、3番仲宗根哲也委員、13番大城信男委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事前現地調査委員は、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員、11番島袋貴委員、報告者は11番島袋貴委員にお願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号8番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>皆さんこんにちは。よろしく申し上げます。では議案第1号、1ページのほうからお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、着座にて説明します。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは現地調査を7番新垣実委員、9番高江洲繁委員、11番島袋貴委員の3名で行っておりますので、調査報告を11番島袋貴委員、お願いします。</p>
11番	<p>8月22日金曜日、午後1時から午後4時まで、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員、私、11番島袋貴、また事務局からは山城事務局長と與那嶺係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、新垣実委員、高江洲繁委員よろしくお願いいたします。着席して報告いたします。</p> <p>ご報告いたします。議案第1号、受付番号8番、見取図の1ページになります。申請地は宮里4丁目●●番●は、宮里小学校の東に位置し、現況は雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従業の状況についても、農業従事者3名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはキュウリの栽培予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。</p> <p>受付番号9番、見取図の2ページになります。申請地は字池原勢頭原●●番●は北土改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の北に位置し、現況は雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従業の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数250日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第</p>

3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。

受付番号10番、見取図の3ページになります。申請地は字池原勢頭原●●番●、●●番●は倉浜衛生施設組合の南に位置し、現況は遊休地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはトウガンなどの栽培を予定しており、周辺農地との調和もとれていると判断しました。

受付番号11番、見取図の4ページになります。申請地は池原1丁目●●番、●●番は池原公民館の東に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはミカン、桃、グアバなどの栽培を予定しており、周辺農地との調和もとれていると判断しました。

受付番号12番、見取図の5ページになります。申請地は知花5丁目●●番●●は知花城址の北に位置し、現況は進入路でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には進入路（農道）として利用しており申請者はほか2名による共有地で、共有者も耕作者であり、調和もとれていると判断しました。

受付番号13番、見取図の6ページになります。申請地は知花4丁目●●番●●は白川街区公園の北に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、じゃがいもなどの栽培を予定しており周辺農地との調和もとれていると判断しました。以上です。

議長

ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

それでは議案第1号、受付番号8番から13番について、委員の意見を求めます。何かございますか。

1番

議長、いいですか。

議長

はいどうぞ、島袋委員。

1 番	稼働人員の件ですが、2人中3人となっていて、これは2人中2人で、ほか1名にという記載のほうがよくないですか。
事務局	お答えします。申請人世帯は2人ですが、別世帯の子供1人が農業に従事するというので2人中3人と記載しています。記載方法については、再度事務局で検討させていただきます。
議長	ほかに何かございますか。 私のほうから1つ、受付番号9番と11番、この譲受人の年齢のほうを教えてくださいませんか。
事務局	9番の●●氏、●●歳。11番の●●氏、●●歳です。
議長	何かほかに確認したいことがございますか。
6 番	少しいいですか。
議長	はい、6番仲宗根委員どうぞ。
6 番	受付番号12番の譲渡人の●●氏、経営農地が1.2アールということは坪数に直すと約40坪ですが。
議長	119㎡ですね。
6 番	申請地の●●番の面積が119㎡というのは、経営農地と申請地の面積のつり合いがとれないと思うがどうですか。
議長	1.2アールというのは大体36坪ぐらいか。 結局119㎡が1.2アールになるとおもいますが。
事務局	お答えします。これは表記の仕方が、申請地は㎡、経営農地はaと違いますが、119㎡は1.2アールとなります。
議長	これは一つの表記法になると思いますよ。
6 番	分筆はしないということですか。
事務局	分筆はしないで、持ち分だけの移転となります。
議長	よろしいですか。ほかに何か確認がございましたら。進めてよろしいですか。

議長	<p>(はいの声)</p> <p>議案第1号、受付番号8番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、受付番号8番から13番について、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>許可することに全委員が賛成でありますので、許可といたします。進行いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号2番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号について、現地調査されておりますので11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号2番、見取図の7ページになります。申請地は、コザ高校の西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号2番について、委員の意見を求めます。特にございませんか。</p>
議長	<p>(進行の声)</p> <p>進行の声もございます。それでは進めていきたいと思えます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号2番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号2番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号2番については承認相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査をされておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号7番、見取図の8ページになります。申請地は、安慶田小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号7番について、委員の意見を求めます。何かございますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>進めてまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号7番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p>

議長	<p>それでは進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号7番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号7番については許可相当といたします。</p> <p>続きまして議案第4号、受付番号6番から7番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号6番、見取図の9ページになります。申請地はちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号7番、見取図の10ページになります。申請地は高原公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号6番から7番について、委員の意見を求めます。</p>
13番	<p>よろしいですか。</p>
議長	<p>はいどうぞ、13番大城委員。</p>
13番	<p>受付番号7番ですが、譲渡人と譲受人の関係はどんな関係ですか。</p>
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親子になっております。</p>

議長	<p>よろしいですか。何かほかにございますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番から7番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番から7番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号6番から7番については承認相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号48番から61番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>(議案第5号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、11番島袋貴委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号48番、見取図の11ページになります。申請地は比屋根交差点の西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公共的施設が連たんしており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号49番、見取図の12ページになります。申請地は白川街区公園の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号50番、見取図の13ページになります。申請地は白川街区公園の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号51番、見取図の14ページになります。申請地は安慶田小学校の東に位置し、現況は道路でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定</p>

	<p>する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号52番、見取図の15ページになります。申請地は大里公民館の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号53番、見取図の16ページになります。申請地は市営山内団地の西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号54番、見取図の17ページになります。申請地は知花十字路の北に位置し、現況は事務所兼駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号55番、見取図の18ページになります。申請地は比屋根公民館の北西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚かつ500M以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号56番は、先ほどの報告の中で議案第4号、受付番号6番と同じ場所なので割愛します。</p> <p>受付番号57番、見取図の20ページになります。申請地は宮里中学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号58番、見取図の21ページになります。申請地は北中城高校の西に位置し、現況は資材置場兼駐車場でした。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号59番、見取図の22ページになります。申請地は越来公民館の北東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号60番も、議案第4号、受付番号7番と同じ場所なので割愛します。</p> <p>受付番号61番も、議案第2号、受付番号2番と同じ場所なので割愛したいと思います。以上です。</p> <p>議長</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号48番から61番について、委員の意見を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>すみません。事務局から訂正があります。</p> <p>議案書の10ページ、受付番号56番ですが、転用目的が農家住宅と記載されていますが、一般住宅です。訂正をお願いします。</p> <p>1番</p> <p>議長、よろしいですか。</p>
--	--

議長	はいどうぞ、1番島袋委員。
1番	今回、賃貸なのに永年というのが結構ありますが、気になったものですから。親子関係、親族関係だとわかりますが。
事務局	お答えします。賃貸契約の場合、1年や複数年による契約が多数となります。ですが、契約書内で自動更新の条文がある場合、永年ということになります。
1番	表現としては、永年で書くという。
事務局	何もなく双方で話し合っ、双方でどちらかから解約したいという申出がない限りは自動更新なので。永年という形で今記載させていただいています。
議長	これは県からの資料とか通達とか、そういうのもありますか。
事務局	定期借地権の様に30年とか決まりがあれば、その様に記載しますが、何年という縛りがないものについては永年という扱いにしています。
1番	はい、分かりました。
議長	大丈夫ですか。
1番	はい、納得しました。
議長	何かほかにございますか。 私からちょっと確認していいですか。受付番号49番と50番の譲受人の方ですが、製造業というふうに書いてありますが、どういう製造業になりますか。
事務局	建物の建具や家具等の住宅整備の製造業です。
議長	建具ね。 ついでに、受付番号52番のエネルギー事業というのは、太陽光発電でしょうか。
事務局	そこまで詳しくは確認していません。
議長	皆さんのほうでも何かございますか。
6番	少しよろしいですか。

議長	はいどうぞ、6番の仲宗根委員。
6番	議案書の7ページと11ページの継足書の様式ですが、中身は一緒だと思いますが、1つは押印、年齢というのがあり、もう1つは何もないので違いは。
事務局	お答えします。申請書もそうですが、様式が少し変更されています。議案書の7ページは変更前に様式で、年齢・職業・印鑑がありました。11ページは現在の様式で職業・年齢を記載する部分は無く、近年の押印廃止に伴って押印も不要となります。
6番	11ページが新しい。
事務局	はいその通りです。
6番	以上です。
議長	他にございますか。
1番	あと1つ。
議長	はいどうぞ、1番島袋委員。
1番	受付番号49番、50番ですが、譲受人の法人住所が新潟と記載されていますが、通常、支店があるのであれば支店の住所を記載することになると思うが、ここに新しく支店を造る予定でしょうか。
議長	その確認はしていますか。
1番	事務所・工場・倉庫とありますので。
事務局	そこまでの確認はしていませんが、ただ申請人が法人の場合、法人登記簿に記載されている、法人名及び本社がある住所を申請書に記入します。
議長	ありがとうございます。 ほかに何かございますか。はいどうぞ、13番大城委員。
13番	受付番号58番ですけれども、現況報告で資材置場兼駐車場と言っていたので、議案書では資材置場だけの記載となっていますが。
事務局	お答えします。申請時には資材置場として受理し、議案書を作成しました。その後、設置計画の変更があり資材置場兼駐車場となっています。

議長	<p>ほかに何か確認したいことがございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声もありますが、進行してよろしいですか。</p> <p>それでは議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号48番から61番について許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。進行します。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号48番から61番について許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第5号、受付番号48番から61番については許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第6号、受付番号2番から4番、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)。</p> <p>(議案第6号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第6号についても現地調査されておりますので、11番島袋貴委員、現況報告をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。議案第6号、受付番号2番、3番、4番、見取図の25ページになります。申請地は与儀公園の北西に位置し、現況は雑草が繁茂した畑でした。現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第6号、受付番号2番から4番について、委員の意見を求めます。</p>

1 番	はい、議長。
議長	はいどうぞ、1 番島袋委員。
1 番	この●●社というのは、主に何を生産していますか。
議長	これは私がお答えします。 実はこの法人の代表者は、さとうきび協で収穫作業を長年行っていました。特に、ハーベスターを中心に作業を行っていた人です。現在は、さとうきび生産を中心に行っています。あとは法人定款で何かありましたら、事務局説明をお願いします。
1 番	黒糖を製造している方ですか。
事務局	お答えします。さとうきびを生産することは記載されていますが、それ以外のことは記載されていません。
議長	オペレーターを長いことやっております、さとうきびに関しては詳しい人ではあります。
1 番	純にさとうきびだけを生産しているということですか。
議長	そういうことです。
6 番	●●社の子会社ということではないか。
議長	そういうことではありません。さとうきびの収穫作業を受けてオペレーターから始め、独立しているということですね。
1 番	今は独立してさとうきびを作るという。
議長	そうです。宮城島辺りでも生産を行っていると思います。
1 番	ありがとうございます。
議長	ほかに何かございますか。進めてよろしいですか。
	(はいの声)
議長	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、受付番号 2 番から 4 番を決定とすることに

	<p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、受付番号2番から4番を決定とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>承認することに全委員が賛成でありますので、議案第6号、受付番号2番から4番を農地中間管理事業の推進に関する法律等に該当することと決定いたします。続けます。</p> <p>続いて議案第7号、受付番号1番、農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について。</p> <p>(議案第7号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは現地調査の報告を11番島袋貴委員にお願いします。</p>
11番	<p>報告いたします。議案第7号、受付番号1番、見取図の26ページになります。申請地は美里小学校の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>それでは委員の意見を求めます。</p> <p>何かご意見はございますか。</p> <p>ちなみに、落札日は決まっていますか?</p>
事務局	<p>お答えします。入札期間が11月7日から14日、開札が11月18日、売却決定日が12月9日になります。</p>
議長	<p>となりますと、来月もこの案件が出てくる可能性がある。</p>
事務局	<p>そうですね。来月、もしかしたら10月まで申請があるかもしれません。</p>

議長	<p>ほかに何かお聞きしたいことはございますか。 それでは進めていきますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第7号については適格と、証明相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。 買受適格者であることを証明相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>証明相当とすることに全委員が賛成でありますので、証明相当といたします。</p> <p>議決を読み上げます。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、受付番号1番について、買受適格証明の交付を受け、最高価買受人になり農地法第5条の許可申請者を提出したとき、証明交付時と変更がない場合は証明交付時の意見を付して進達してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>ではよろしくをお願いします。</p> <p>議題は以上で終了いたします。</p> <p>議案第1号から第7号までのご審議、大変ご苦労さまでございました。</p> <p>これをもちまして令和7年度第418回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 8月26日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

3 番 仲宗根 哲也 

13番 大城 信男 